

食安輸発第1215001号
平成20年 12月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法違反に該当するミニмумアクセス米及び麦の
食用外用途への転用について

食品衛生法違反に該当する輸入米の食用外用途への転用については、平成20年9月9日付け食安輸発第0909001号により通知しているところです。

今般、内閣府に設置された「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」において調査報告書（第一次取りまとめ）が取りまとめられ、当該報告書において、農林水産省とさらなる連携を図るべきであった旨が示されたところです。

については、ミニмумアクセス米、麦（小麦、大麦）については、違反品の適正な措置を図る観点から、下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくお願いします。

なお、平成20年9月9日付け食安輸発第0909001号は廃止します。

記

1. 輸入者に食品衛生法違反通知書を交付する場合には、所轄の地方農政事務所に対し、食品衛生法違反通知書の写しを送付すること。
2. 本年4月以降、輸入者に食品衛生法違反通知書を交付している場合にあつては、所轄の地方農政事務所に対し、当該違反通知書の写しを送付すること。